

高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の締結する契約のうち特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に係る一般競争入札の実施に関し、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む、以下「契約規則」という。）、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む、以下「特例規則」という。）、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）、特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱（令和元年8月1日施行）等に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって特定調達契約及び中小企業参加奨励契約に係る一般競争入札の透明性、公平性及び競争性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「改正協定」、「欧州連合等の供給者」及び「特定役務」とはそれぞれ地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第1条に規定する改正協定並びに特例政令第2条に規定する欧州連合等の供給者及び特定役務をいう。

2 この要領において、「特定調達契約」とは特例規則第1条に規定する特定調達契約をいい、「中小企業者参加奨励契約」とは特例規則第4条第2項第5号に規定する中小企業者参加奨励契約をいう。

(参加資格)

第3条 特定調達契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件（欧州連合等の供給者については第3号に掲げる要件を除く。）をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公告において指定する一般名簿（特例規則第3条第3項に規定する一般名簿をいう。以下同じ。）又は特定調達契約等名簿（同項に規定する特定調達契約等名簿をいう。以下同じ。）において、当該公告で指定する業種又は業種及び種目に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定により事業所の所在地について当該公告で指定する要件を満たしていること。

- (4) 当該公告の日から契約確定の日までの間に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の期間が含まれていないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- 2 中小企業者参加奨励契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (2) 次条第1項に規定する参加申請書の提出の日において官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条に規定する中小企業者に該当する者であること。
- 3 中小企業者参加奨励契約とするかどうかの判断に当たっては、その都度、当該契約における技術的適正、適正な競争原理の確保等に留意するものとする。
- 4 第1項第3号に掲げる要件を定めるに当たっては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、並びに中小企業者参加奨励契約にあっては、高松市中小企業基本条例（平成24年高松市条例第92号）の目的の効果的達成を図るため、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。
- 5 前項の場合において、市内企業以外の者にも参加資格を認めようとするときは、特定調達契約にあっては準市内企業・市外企業の順に、中小企業者参加奨励契約にあっては準市内企業に対象を拡大するものとする。
- 6 前2項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。
- (1) 市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）をいう。
 - (2) 準市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、高松市内に事務所又は事業所を有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては高松市内に事務所又は事業所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

(3) 市外企業 それぞれ前2号のいずれにも該当しない者をいう。

7 前3項の規定の運用については、一般名簿に係る高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領別表（備考3及び備考4を除く。）の規定の例による。この場合においては、同表備考以外の部分中「指名数」とあるのは「参加見込数」と、同表備考2中「過去の応札状況を考慮した十分な指名数の確保、履行可能業者の調査その他必要な措置を講じなければ」とあるのは「一般名簿及び特定調達契約等名簿の登載者以外の者にも範囲を拡大した上で、過去の応札状況や履行可能企業数を考慮して入札参加数を見込むことその他必要な措置を講じなければ」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、契約の性質又は目的により、必要な要件を定めることができる。

（入札参加申請）

第4条 一般競争入札に参加することを希望する者は、契約規則第6条第1項第2号の確認に係る手続として、公告で指定する期限（以下「提出期限」）までに、一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）に入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 参加申請書の提出期間は、公告の日から起算して10日間以上としなければならない。

3 前項に規定する期間には、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までを含まない。

4 参加申請書及び確認資料は、公告において示す様式に従い作成するものとし、公告において明らかにするものとする。

5 市長は、提出期限までに参加申請書及び確認資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない旨を公告において明らかにするものとする。

6 市長は、第1項、第2項及び前2項に規定する事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

(1) 参加申請書及び確認資料の作成に係る費用は、申請者の負担とすること。

(2) 提出された参加申請書及び確認資料は、返却しないこと。

(3) その他市が必要と認める事項

（入札参加資格の確認の期限）

第5条 契約規則第6条第1項第2号の確認に係る回答の期限については、特例規則第7条第2項及び第3項の規定の例によるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（仕様書に対する質問）

第6条 仕様書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を公表す

るものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 質問書の受付期間、提出方法及び場所は公告において明らかにするものとする。

3 前項の受付期間は、公告の日からその日が属する月の翌月の応当日までを基本として定める。

(入札の無効等)

第7条 入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加者心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に第3条の参加資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないこととする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の中止)

第8条 契約規則第6条第1項第2号の確認の結果、入札に参加する者に必要な資格を有する者の数が2に達しないときは、当該入札は中止するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年8月28日から施行する。

(この要領の適用範囲に係る暫定措置)

2 改正協定の附属書Iの日本国の付表5に掲げる建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、この要領の適用上、当分の間、特定役務に含まない。

附 則

1 この要領は、令和3年1月18日から施行する。

2 改正後の高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。